

廿日市市発注の建設工事における技術者等の適正配置について（改正）



本市では、建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）及び現場代理人の適正配置等について、平成28年6月1日以降に公告又は指名通知する建設工事より事務取扱を次のとおり一部改正します。

技術者等の配置について

1 技術者等の専任配置を必要とする工事

（1）技術者等の基本的条件

技術者等は、所属する会社と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要となります。

直接かつ恒常的な雇用関係とは、「開札日」において、雇用に関する一定の権利義務関係が存在し、かつ引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいいます。

（2）工事の請負代金額

請負代金額が3,500万円以上の工事（建築一式工事は7,000万円以上）が、対象となります。

ただし、入札公告で市が専任配置を求めた工事については、請負代金額にかかわらず専任配置が必要です。

（3）監理技術者の配置条件

工事の種類に必要な特定建設業の許可を受けており、一次下請に係る下請契約総額が4,000万円以上となる工事（建築一式工事は6,000万円以上）。

なお、監理技術者は、監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければなりません。

（4）技術者等の配置条件

ア 配置する技術者等は、当該工事とは別の工事（以下「別工事」という。）の技術者等として配置されてはなりません。

ただし、以下の場合については、兼務を認めます。

- ① 本体工事に関連した附帯工事で、工期が重複し、工事の一体性が認められ、随意契約により締結された工事
- ② 工事区間が重複する同一現場で、工作物等に一体性が認められる工事

イ 配置する技術者等は、当該工事の現場代理人を兼任することができますが、別工事の現場代理人となることはできません。(ただし、上記配置条件アの①及び②の場合を除く。)

ウ 配置する技術者等は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に基づき営業所に置かれている専任技術者(以下「営業所の専任技術者」という。)であってはなりません。

2 技術者等の専任配置を必要としない工事

(1) 技術者等の基本的条件

技術者等は、所属する会社と直接的な雇用関係が必要となります。

直接的な雇用関係とは、「主任技術者等指名届出日」※において、雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいいます。

※「現場代理人及び主任技術者等指名届」は契約締結後14日以内に提出しなければなりません。

(2) 工事の請負代金額

請負代金額が3,500万円未満の工事(建築一式工事は7,000万円未満)が、対象となります。

(3) 技術者等の配置条件

ア 請負代金額が500万円未満(建築一式工事は1,500万円未満)の工事にあつては、配置する技術者等が兼務できる件数に制限はありません。

イ 請負代金額が500万円以上3,500万円未満(建築一式工事は1,500万円以上7,000万円未満)の工事にあつては、配置する技術者等が兼務できる件数は3件以内でなければなりません。

ウ 配置する技術者等が営業所の専任技術者であるときは、配置されている件数が2件以内であつて、かつ、対象工事の技術者としての職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事場所と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものでなければなりません。

なお、近接とは、営業所と同一市町内(廿日市市内)とします。

エ 配置する技術者等は、当該工事の現場代理人及び兼務可能な工事の現場代理人を兼任することができますが、これ以外の別工事の現場代理人となることはできません。(ただし、1技術者等の専任配置を必要とする工事(4)技術者等の配置条件アの①及び②と同様の場合を除く。)

現場代理人の配置について

現場代理人は、受注者の代理人として請負契約の確実な履行を図るため、工事現場に常駐し、その運営及び取締り等を行うこととされています。

請負契約の適正な履行を確保するとともに、公共工事の一括下請け等の防止を図るため、所属する会社と直接的な雇用関係を有する者に限るものとし、その雇用関係を確認します。

(1) 現場代理人の基本的条件

現場代理人は、所属する会社と直接的な雇用関係が必要となります。

直接的な雇用関係とは、「主任技術者等指名届出日」※において、雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいいます。

※「現場代理人及び主任技術者等指名届」は契約締結後14日以内に提出しなければなりません。

(2) 工事の請負代金額

請負対象設計金額が130万円以上の工事

(3) 現場代理人の配置条件

工事現場に常駐となるため、別工事の現場代理人及び営業所の専任技術者であってはけません。

ただし、別工事の現場代理人で、発注者との連絡体制を確保できる上、次の工事に該当する場合は、兼務を認めます。

ア 本体工事に関連した附帯工事で、工期が重複し、工事の一体性が認められ、随意契約により締結された工事

イ 工事区間が重複する同一現場で、工作物等に一体性が認められる工事

ウ 請負代金額が250万円未満の工事については、施工場所を問わず3件まで兼務可能。

エ 請負代金額が250万円以上3,500万円未満の工事（建築一式工事は7,000万円未満）については、同一市町内（廿日市市内）の施工場所に限り2件まで兼務可能。

現場代理人の雇用確認及びその他必要事項

○現場代理人の雇用関係の確認書類

- (1) 株式会社、有限会社等の会社組織又は、常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所の場合

証明書類（写し可）	雇用関係の認定日	注意事項等
健康保険被保険者証 （所属する建設業者名が記載されているもの）	交付日	市町村の国民健康保険証は該当しません。
【上記の加入手続き中の場合】 社会保険被保険者資格取得届 （社会保険事務所の受付印のあるもの）	社会保険事務所の 受付印の日付	健康保険被保険者証交付後、写しを提出してください。

- (2) 従業員5人未満を雇用する個人事業所（株式会社、有限会社等のつかないもの）
又は、後期高齢者医療制度被保険者の場合

証明書類（写し可）	雇用関係の認定日	注意事項等
住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書	市町村発行の決定 通知書の発行日	後期高齢者医療保険者の場合、後期高齢者被保険者証も併せて提出してください。
【上記によらない場合】 雇用契約書（雇用通知等）及び給与台帳等支払い状況の確認できる書類 （支払者の記入・押印したもの）	雇用開始の日付	

○現場代理人及び技術者等の途中交代について

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、現場代理人及び技術者等の途中交代は次に掲げる場合を除き、原則認めません。

- (1) 死亡、疾病又は退職等
- (2) 工事中止又は、契約内容の大幅な変更により工期が延長された場合
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (4) 契約工期が多年に及ぶ場合

